## 公共建築物等における木材の利用の 促進に関する法律の一部を改正する法律 概要

- ○戦後植林された国内の森林資源は本格的な利用期。
- 木材の利用は、森林循環(造林→伐採→木材利用→再造林)を通じて、 森林のCO₂吸収作用を強化し、脱炭素社会の実現に貢献。
- 公共建築物等木材利用促進法の制定から10年が経過。 耐震性能や防耐火性能等の技術革新や、建築基準の合理化により、 木材利用の可能性も拡大。

民間建築物を含む建築物一般で木材利用を促進する法改正が必要

- 1 題名・総則の改正
- (1) 題名・目的の改正 (題名、第1条)
  - 題名を「<u>脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の</u> 利用の促進に関する法律」に改正
  - 本法の目的に「脱炭素社会の実現に資すること」を追加
- (2) 基本理念の新設 (新第3条)
  - 木材利用の促進に関する基本理念を新設
- (3) 林業・木材産業の事業者の努力 (新第6条第2項)
  - <u>林業・木材産業の事業者</u>は<u>建築用木材等の適切かつ安定的な供給</u>に努める 旨を規定
- (4) 木材利用促進の日・月間 (新第9条)
  - <u>木材利用促進の日</u> (10月8日)、<u>木材利用促進月間</u> (10月) を制定
  - 2 建築物における木材の利用の促進に関する施策の拡充等
- (1) 基本方針等の対象の拡大 (新第10条~第12条)
  - 基本方針・都道府県方針・市町村方針の対象を公共建築物から建築物一般 に拡大
- (2) 木造建築物の設計・施工に係る先進的技術の普及の促進等 (新第13条)
  - 木造建築物の設計・施工に係る<u>先進的技術の普及の促進</u>、<u>人材の育成</u>、 建築用木材・木造建築物の安全性に関する情報提供等
- (3) 建築物木材利用促進協定 (新第15条)
  - 〇国・地方公共団体と事業者等による<u>建築物における木材利用促進のための協定制度を創設</u>
  - 国・地方公共団体による協定を締結した事業者等への必要な支援
- (4) 強度等に優れた建築用木材の製造技術の開発・普及の促進等 (新第16条)
  - 強度・耐火性に優れた建築用木材の<u>製造技術及び製造コスト低廉化技術の</u> 開発・普及の促進等
- (5) 表彰 (新第31条)
  - 国・地方公共団体による表彰
  - 3 木材利用促進本部の設置

(新第25条~第30条)

- <u>木材利用促進本部</u>を農林水産省に設置
  - (本部長:農林水産大臣、本部員:総務大臣・文部科学大臣・経済産業大臣・国土交通大臣・環境大臣等)
- 基本方針の策定、木材利用の促進に関する施策の実施の推進等

施行期日:令和3年10月1日(附則第1条)